

平28福個答申第3号
平成28年8月18日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局健康医療部保健予防課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第2項の規定に基づき、平成26年12月25日付け保予第1115号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第86号

「措置診察・入院関係書類」の一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「措置診察・入院関係書類」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成26年10月8日付けの本件処分において、非開示としたものについて開示を求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成26年9月29日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「措置入院の移送，措置入院の診察結果，措置入院の開始及び終了，措置入院の入院診療計画，措置入院のその他全て 以上について，福岡市に転入してから全て」

- ② 平成26年10月8日、実施機関は、本件個人情報について、その一部が条例第20条第1号、第2号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成26年12月3日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 今回非開示とされたもの全てについて言える事であるが、機関が保有する個人情報の本人への非開示は日本国憲法において認められている自己情報コントロール権（憲法第13条を主な根拠とする）の侵害である。
- ② 条例第20条第1号を理由とするものについて

国の方針として医療においてはインフォームドコンセントが旨とされている。がん等においても本人の非告知要求が無い場合は原則告知となっておりこれは医療機関の意見に優先する。これから考えると個人情報開示請求を本人が行う様な本人の情報開示の積極的動機の存在が明らかな場合には開示を行うべきである。また条例第5条に照らし合わせると、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるのであれば、当然開示しなければならないものである。これらから考えると条例第20条第1号を理由として行政機関が本人への個人情報開示を拒むのは危惧を名目とした拒否権の濫用であると言え、よってこの理由での拒否は不当であると言える。

③ 条例第20条第2号を理由とするものについて

本人の生活及び財産の保護のためにその開示が不可欠である。条例第20条第2号ウに該当するので非開示とされる情報とはならない。措置入院の診察結果は個人一人に関するものであるとその開示請求対象となっているものについて他の個人を識別できるものは無いはずである。また、精神保健指定医に関しては役所の求めに応じて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に規定される業務を行う場合においては公務員とみなされるのでその職務情報（氏名及び職務内容）は提示しなければならないものでありよってこの開示の請求を拒めない。よってこの理由での拒否は不当であると言える。

④ 条例第20条第6号を理由とするものについて

請求は条例第20条第6号に挙げられるア、イ、ウ、エいずれにも該当しないのでこの理由を挙げるのは適切でない。そもそも精神医療行政の本分は精神医療の対象となった市民の生活の質を向上させるものであり、そこに当の個人に対しての行いを隠しだてする事は含まれていない。精神医療に限らず医療はその実施に対する確認が不可欠なものであり、ここで「支障を及ぼす」という理由で情報開示請求を拒む事はむしろその決定によって確認を不可能とする事からその健全な遂行及び精神医療行政の運営を妨げている。よってこの理由での拒否は不当であると言える。

以上より条例第4条第1項にある通り、本人の自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を尊重して非開示とした個人情報について開示を行う事を求める。また今回の請求は人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるので、これより今回の対象について個人の権利利益を保護するため特に必要があるものであると認め非開示情報が含まれているものであってもその開示を行う事を求める。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年5月25日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

なお、実施機関は、本件個人情報の一部が条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当することについては、主張を取り下げた。

① 精神保健福祉法に規定されている措置入院制度は、政令指定都市市長が、精神

保健指定医の診察の結果、その診察を受けた者が精神障がい者で、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある場合に、国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させる制度である。

この入院が必要かどうかの判定にあたっては、政令指定都市市長は、必要な知識及び技能を有すると認められている精神保健指定医2名に診察をさせ、精神保健指定医は、精神保健福祉法第28条の2の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に基づいた判定を行う。そして、2名の精神保健指定医が、措置入院が必要であることについて一致した場合に限り、政令指定都市市長は入院措置を行うこととされている。

ただし、急速を要し、2名の精神保健指定医による診察を行うことができない場合は、1名の精神保健指定医が、措置入院が必要であると判断した場合、72時間に限り、入院措置を行うことができるとされている。

このように、措置診察は、医師が患者の求めに応じてする診察とは異なり、被鑑定者に対し、鑑定の内容を明らかにすることを前提とされたものではない。

- ② 「措置入院に関する診断書」における非開示事項については、精神保健指定医による診断結果が記載されており、診察に関する情報である。当該情報を開示することは、患者の精神状態、精神症状等から、病状の不十分な理解や受容により、病状の悪化をもたらすことが予見され、又は、本人の意欲や向上心を阻害し、自尊心を傷付け、ひいては人格形成や自立助長に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、これらの情報について、被鑑定者に公開することを前提として診察を行うとすると、今後の精神保健指定医の中立・客観的な診断にも影響を与えるおそれがあり、制度の実施に不当な影響を与えるおそれがある。

このため、条例第20条第1号、第6号の規定により当該事項は非開示としている。

- ③ 「措置診察のための事前調査票」における非開示事項については、措置診察のための事前調査は、保健所に通報のあった者について、措置診察を行う必要があるかどうかを判断するため、保健所職員が被通報者との面談により現在の状況を確認するとともに、かかりつけ医療機関等に連絡し、被通報者の情報を収集するものである。

連絡をとった医師等の氏名について、本人に公開することを前提として調査を行うとすれば、本人からの批判・苦情等の可能性があり、正確な情報を得られず、制度の実施に不当な影響を与えるおそれがある。

このため、情報収集のために連絡をとった医師等の氏名については、条例第20条第6号の規定により非開示としている。

- ④ 「移送記録票」における非開示事項については、警察職員の適正な職務執行を確保する観点から、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「県条例」という。）及び福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定す

る公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第7号。以下「公安委員会規則」という。）において、警部補以下の階級にある警察職員の氏名を非開示としている。

また本件は、警察署に保護されていた異議申立人を措置診察のため精神科病院まで移送する際に、異議申立人等の安全確保のために警察職員が同乗したものであるが、これは警察の義務ではなく、安全確保のための協力である。

移送に従事した警察職員の氏名を開示することにより、警察職員に対する苦情等が異議申立人からなされるおそれがあり、今後の精神福祉業務に対する警察の協力が得難くなることが予想されるため、条例第20条第6号の規定により非開示としている。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、保健福祉局健康医療部保健予防課が保有する異議申立人の「措置入院に関する診断書」、「措置診察のための事前調査票」及び「移送記録票」である。

実施機関は、「措置入院に関する診断書」については、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」が条例第20条第1号及び第6号に該当するとして、「措置診察のための事前調査票」については、「主治医氏名」が条例第20条第6号に該当するとして、「移送記録票」については、「移送補助者氏名」が条例第20条第6号に該当するとして、本件処分を行っている。

そこで、当審議会では、実施機関が非開示とする部分について、条例第20条第1号及び第6号の該当性を検討する。

(2) 「措置入院に関する診断書」について

- ① 「措置入院に関する診断書」における非開示事項については、精神保健指定医による診断結果等が記載されており、条例第20条第1号は、開示請求者に関する個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないと規定している。

開示による診療上の支障の有無を把握するにあたっては、実際に診療にあたった主治医による意見が重要であるが、実施機関が当該情報を開示することについて主治医に意見照会を行ったところ、実施機関が非開示とする部分については、異議申立人の病状悪化のおそれがあるため開示すべきでないとの回答があり、当該回答を前提に実施機関は本件処分を行っている。

非開示とする部分について、主治医が開示によって病状悪化のおそれがあると回答していることを踏まえて検討すると、開示することによる異議申立人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められ、当該部分は条

例第20条第1号に該当するものと言わざるを得ない。

- ② なお、実施機関は、条例第20条第6号の規定にも該当すると主張しているが、条例第20条第1号の規定に該当すると認められることから、条例第20条第6号の該当性については、当審議会において重ねて判断しないものとする。

(3) 「措置診察のための事前調査票」について

「措置診察のための事前調査票」における非開示事項である主治医氏名については、主治医の氏名とは限らず、本人の情報を収集するために連絡をとった医師等の氏名を記載している。連絡をとった医師等の氏名を本人に公開することを前提として調査を行うとすれば、本人から批判・苦情等がなされる可能性があり、医師等から正確な情報を得られず、制度の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、連絡をとった医師等の氏名については条例第20条第6号の規定に該当する。

(4) 「移送記録票」について

「移送記録票」における非開示事項である移送補助者の氏名については、警察職員の氏名が記載されているが、県条例及び公安委員会規則においては、警察職員の適正な職務執行を確保する観点から、警部補以下の階級にある警察職員の氏名を非開示としており、実施機関によると当該警察職員の階級は警部補である。

本件は、警察署に保護されていた異議申立人を実施機関が措置診察のため精神科病院まで移送する際に、異議申立人等の安全確保のために警察職員が同乗したものであるが、これは警察の義務によるものではなく、協力によるものである。

階級が警部補である警察職員の氏名については、県条例及び公安委員会規則において非開示とされている上、氏名を開示することとなると、本人から批判・苦情等がなされる可能性があり、今後の精神福祉業務に対する警察の協力が得られなくなることが想定され、制度の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、警察職員の氏名については条例第20条第6号の規定に該当する。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

| 年 月 日 | 審 議 の 経 過 |
|-------------------------|----------------|
| 平成26年12月25日 | 実施機関から諮問 |
| 平成27年4月20日 | 実施機関から弁明意見書を受理 |
| 平成28年4月27日（第168回審査請求部会） | 審議 |
| 平成28年5月25日（第169回審査請求部会） | 実施機関から意見聴取及び審議 |
| 平成28年6月22日（第170回審査請求部会） | 審議 |

平成28年 7 月27日（第171回審査請求部会）

審議